

山形県教育庁指定管理者審査委員会（第1回）の概要

- 1 日 時 令和4年7月8日（金）13時20分～14時20分
- 2 会 場 山形県庁15階 e-ミーティングルーム（山形市松波二丁目8-1）
- 3 出席者 （県側）中川崇委員長、庄司雅人委員、島貫克彦委員、村上周市委員
（外部）手塚孝樹委員、高橋和典委員、鈴木久美委員
- 4 公開・非公開の別 公開

5 審査内容及び質疑概要

（1）山形県飯豊少年自然の家

①事務局からの説明について

山形県飯豊少年自然の家の施設の概要、募集要項（案）の概要及び配点（案）等について説明を行った。

②主な質疑応答について（委員：○、事務局：●）

- 現指定管理者が応募した場合、審査の際に現指定期間中の評価結果を踏まえた加点を行うとのことだが、加点により最高点が100点を超えることがあるのか。また、加点することは、不公平にならないのか。
- 加点について、100点を超えることはあり得るが、現在の指定管理者が優れた指定管理を行えば、一定のメリットが得られるというインセンティブを働かせることによって、今の指定管理をよりしっかり行ってもらおうというメリットもある。公平性と実績の評価のバランスを考えたいうえで、この加点の仕組みを設けたところである。
- 現指定管理者ではない団体が申請する際に、加点があることにより申請をやめる等、競争を阻害するような要因となるのではないかと。また、加点はどの程度か。それにより100点をどの程度超えるのか。
- 飯豊少年自然の家に関していえば、現指定管理者が応募した場合の加点は、最大で13.8ポイントである。これまでの審査実績では、平均点が70点を超える程度が多く、すべて満点を取ることはなかなかない。相当優れた指定管理をしていなければ、最大の加点は得られない。競争を過度に阻害しない範囲と考えたところである。
- 現指定管理者への加点に係り、募集要項中に点検報告書がないようだが、他の申請者が、募集要項を見て、現指定管理者が何点加点されるのか確認できるようにすべきではないかと。
- 評価結果はHPにおいて確認できるようになっているが、なお、わかりやすくなるよう検討したい。
- リスク負担について、施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合は、協議事項とするとのことだが、いつ時点の物価を基準とするのか。
- 物価変動については、指定管理者として指定される日を基準とし、それ以降

のインフレ・デフレについてリスク負担の協議の対象としている。

③採決について

現指定管理者への加点については、試行という形で導入し、評価を行いながら取り組んでいくこととし、募集要項中の現指定管理者が応募した際の加点に係る記載について、意見を踏まえた修正を検討することを条件に可決された。

(2) 山形県体育館及び山形県武道館

①事務局からの説明について

山形県体育館及び山形県武道館の施設の概要、募集要項（案）の概要及び配点（案）等について説明を行った。

②主な質疑応答について（委員：○、事務局：●）

- 現指定管理者への評価について、山形県体育館及び山形県武道館については加点なしとのことだが、そのことについて募集要項に明記すべきではないか。
- 指定期間について、令和12年度までの撤去が決まっている中で、今回の指定期間が3年だが、次期指定管理の期間も3年だと撤去まで1年間余ることになる。これでは指定管理者の選定の手続きが余計に必要になると考えられるが、次期指定期間を4年とする可能性はあるのか。
- 今後検討していくことになるが、次期指定期間を4年とする可能性もある。

③採決について

募集要項中の現指定管理者が応募した際の加点に係る記載について、意見を踏まえた修正を検討することを条件に可決された。